令和２年５月２６日

各学校施設開放利用団体　様

スポーツ・国体推進部スポーツ課長　樋口 知行

教育委員会　社会教育・文化財課長　伊藤 早百合

学校施設開放事業の条件付き再開について

日頃は、本市のスポーツ振興及び教育行政にご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、みだしのことにつきましては、５月３１日まで休止としておりましたが、学校の部活動に準じて６月１日から再開することといたします。

　なお、再開にあたりましては、学校教育への影響を考慮し、３つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染拡大防止のため、条件を下記のとおりとします。

また、万一、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合に、感染経路を明確にするため、参加者の把握を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　再開日　　令和２年６月１日（月）

　　　　　　　（運動施設・教室開放ともに）

２　利用に際しての条件

（１）利用団体登録用紙に記載した方のみで利用する

（２）体調不良や感染が疑われるときは利用しない

（３）施設利用前後や施設器具等に触れた場合など、こまめに石鹸で手を洗う

（４）手で触れる共有部分（ドアの取っ手、ノブ、洗面等）や施設器具等（ボール、モップ等）は、使用前後に消毒を行う

（５）利用者同士が至近距離（２ｍ）とならないように工夫する

（６）休憩時間等は、熱中症対策も留意のうえ、マスクを着用する

（７）屋内の利用にあたって、利用者はできる限り常時２方向の窓を開放して換気を行う　　さらに毎時５分間、必ず全ての扉や窓を開放して換気を行う

（８）必要最小限の人数で利用し、対外試合、合同練習等は行わない

（９）用具については、できる限り各利用団体で持参する

（10）大きな声で指導や会話、応援等をしない

（11）公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会など、各中央競技団体の作成する感染拡大予防ガイドラインに従って利用する

３　その他　　この取り扱いは、現時点における状況を基にしており、今後の感染拡大の状況等により変更することもありますので、あらかじめご承知おきください。

事務担当　スポーツ・国体推進部　スポーツ課

原・國保　　℡059-354-8429

教育委員会　社会教育・文化財課

　　　　　伊藤　　　　℡059-354-8238